



鳥取県公報

令和4年5月17日（火）
第9399号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（286）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出（287）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（288）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更予定（289）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 3
◇ 正 誤	令和4年3月31日付鳥取県規則第13号中訂正・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社ツル ハグループ ド ラッグ&ファー マシー西日本	広島県広島市西 区井口明神一丁 目1-10	ウェルネス薬局叶店	鳥取市叶330-1	精神通院医療	令和4年5月1日
株式会社ザグ ザグ	岡山県岡山市中 区清水369-2	ザグザグ薬局境港 店	境港市蓮池町57- 1	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和4年5月6日

鳥取県告示第287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか
- 承継された店舗面積
8,378平方メートル
- 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 岡 周一 鳥取市古海601-4
朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀 東京都新宿区四谷一丁目6-1
- 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 岡 周一 鳥取市古海601-4
日ノ丸産業株式会社 代表取締役 森下 明男 鳥取市富安二丁目11
大和建设株式会社 代表取締役 由宇 正実 鳥取市天神町5-2
- 承継があった年月日
令和4年3月24日
- 届出年月日
令和4年4月15日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和4年5月17日から4月間
- 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第289号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年5月17日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町西谷字柳谷奥808、809、字梨子ノ木谷834、835、836の1、839の1、841、842、字奥目谷844の1、845の1、846の1、847の1、847の36から847の38まで
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

令和4年3月31日付鳥取県公報号外第18号の鳥取県規則第13号（鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 37

行 下から1

誤

--	--

正

--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。